

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>・ 上部工架設計画図（案）について質問します。          P 6～P 7間の B 1 0、B 1 1 ベントと別発注の E ランプ橋の上部工及び橋脚が干渉する懸念がありますが、E ランプ橋の橋脚及び上部工については、本工事の架設完了後に着手するという認識でよろしいでしょうか。</p>	
5	
回 答 事 項	
<p>E ランプ橋の橋脚及び上部工については、本工事の架設前に着手する考えであります。既発注の橋脚工事及び別途発注を予定している上部工架設工事と調整の上、施工計画協議に応じます。</p>	

様式 6

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>・ 上部工架設計画図（案）について質問します。 P 3～P 4 間に交差する県道 6 5 号小野郡山線について、上空の桁架設時は県道の通行止め規制が可能という認識でよろしいでしょうか。その際、特記仕様書 1 3 で本工事は昼間作業時間帯だと判断できますが、上記の桁架設も昼間施工が可能であるという認識でよろしいでしょうか。</p>	
6	
回 答 事 項	
<p>上空の桁架設時は、県道小野郡山線の通行止め規制が可能です。また、昼間施工が可能です。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称）7号橋
質 問 事 項	
<p>・上部工架設計画図（案）について質問します。                  P 3～P 4 間に交差する県道 6 5 号小野郡山線について、県道の俯角に影響するベントの設置撤去時は県道の通行止め規制が可能という認識でよろしいでしょうか。その際、特記仕様書 1 3 で本工事は昼間作業時間帯だと判断できますが、上記範囲のベント設置撤去作業も昼間施工が可能であるという認識でよろしいでしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>ベントの設置撤去時は、県道小野郡山線の通行止め規制が可能です。また、昼間施工が可能です。</p>	

様式 6

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>・ 上部工架設計画図（案）について質問します。</p> <p>P 3～P 4 間に交差する県道 6 5 号小野郡山線について、上空主桁の吊り足場組立解体時は県道の通行止め規制が可能という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>その際、特記仕様書 1 3 で本工事は昼間作業時間帯だと判断できますが、上記範囲の吊り足場組立解体作業も昼間施工が可能であるという認識でよろしいでしょうか。</p>	
8	
回 答 事 項	
<p>上空主桁の吊り足場組立解体時は、県道小野郡山線の通行止め規制が可能です。また、昼間施工が可能です。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
<p>・工期設定について質問します。</p> <p>入札説明書で工事日数が513日間と指定されており、技術提案書作成要領では、工事計画作成にあたっての工期の始期は令和元年10月7日指定されております。上記に従うと、本工事の工期末は令和3年3月が予想されます。</p> <p>ところが、特記仕様書・3関連工事で下部工完成時期が最終で令和2年11月と記述されております。この場合、本工事は桁架設及び床版工事を含めて4ヶ月程度で完了させることが可能であるという認識でしょうか。</p>	
9	
回 答 事 項	
<p>最終の下部工（P4,P5,P6）完成時期を令和2年11月と見込んでおりますが、その他の下部工（A1,P1,P2,P3,P7,P8,A2）の完成時期は令和2年2月～令和2年6月と見込んでおり、順次桁架設することを想定しております。</p> <p>なお、工期延伸については協議の対象とします。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>・凍結抑制剤影響範囲における塗装仕様について質問します。          金抜設計書や数量総括表によると、当該範囲の現場継手部は外面塗装（F-11 塗装系）となっていますが、一般部（工場塗装範囲）については、通常の耐候性鋼材安定化処理の仕様となっています。          現場継手部のみ外面塗装を施す仕様で間違いありませんか。          あるいは一般部も外面塗装（C-5 塗装系）を施す仕様でしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>本橋と立体交差する E ランプ橋における凍結抑制剤の影響範囲を考慮し、現場継手部のみ外面塗装（F-11 塗装系）を施す仕様です。</p>	
10	

様式 6

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
<p>・床版コンクリートの配合について質問します。 工事費内訳書や数量総括表によると、床版コンクリートの配合は「24-12-25(20)-55%-C300N」となっていますが、特記仕様書や施工内訳表からは高炉セメント B 種ではないかと推察されます。 「24-12-25(20)-55%-C300BB」の誤りではありませんか。</p>	
11	
回 答 事 項	
<p>床版コンクリートの配合はレディーミクストコンクリート標準仕様基準のとおり「24-12-25(20)-55%-C300N」としております。 特記仕様書 p.14 第 10 章 3 及び p.16 第 11 章 5 の一部記載が誤りであったことから閲覧図書を修正しましたのでご確認ください。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>1. 高力ボルトの手配期間について</p> <p>高力ボルトは、市場の動向により通常の手配期間より長期間（国交省通達 5/17 で約 8 ヶ月、橋建協協 1 月調査で約 10 ヶ月）となることが予想されますが、特記仕様書（P2） 7. 本工事の施工にあたって、資機材及び労務者の調達に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。とありますが、高力ボルトについても該当するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	
12	
回 答 事 項	
<p>資材である高力ボルトについても該当します。</p>	



様式 6

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
2. 週休 2 日確保工事について  特記仕様書（P6）第 8 章 3 週休 2 日確保工事の発注方式について <input type="checkbox"/> 受注者希望型・ <input type="checkbox"/> 発注者指定型のいずれにもチェックがございませんが、本工事の発注方式についてご教示願います。	
13	
回 答 事 項	
本工事における週休 2 日確保工事の発注方式については、受注者希望型になります。特記仕様書 p.6 第 8 章 3 の記載漏れがあったことから閲覧図書を修正しましたのでご確認ください。	

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工事番号	第 19-41320-0047 号
工事名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路線名	吉間田滝根線
工事箇所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
3-1. 架設上の制約について  本線橋（P6-P7）間で E ランプ橋と交差しています。関連工事（7）橋梁下部工 PE2 橋脚（E ランプ）：令和 2 年 5 月完了予定、（10）橋梁上部工 E ランプ橋：令和 2 年 1 月契約予定、令和 2 年 1 1 月完了予定）とありますが、これらの工事完了前に P6-P7 間の桁架設は可能と考えてよろしいでしょうか。	
14	
回 答 事 項	
P6-P7 間の桁架設は橋梁上部工 E ランプ橋の架設後となります。	

様式 6

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
3-2. 架設上の制約について  本線橋（P7-P8）間で右支夏井川を渡河しています。上部工架設図（案）では、河川区域内に B12、B13 ベントが設置で計画されていますが、設置不可能な期間（出水期）など制約があればご教示願います。	
15	
回 答 事 項	
B12、B13 ベントは右支夏井川の流水に支障のないよう流下断面外に設置する計画としており、B12、B13 ベント設置に関して期間の制約はございません。	

様式 6

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
3-3. 架設上の制約について  河川協議により適切な工期が確保できない場合、工期延長は可能でしょうか。	
16	
回 答 事 項	
工期延長については協議の対象とします。	

様式 6

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
3-4. 架設上の制約について  本線橋（P3-P4）間で小野郡山線と交差しています。桁架設時の交通規制は計画されているのでしょうか。交通規制を計画されているのであれば、規制内容についてご教示願います。	
17	
回 答 事 項	
桁架設時は、県道小野郡山線の通行止め規制（迂回路あり）を計画しております。	

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
<p>工期についてご教示をお願いします。</p> <p>① 工期の始期は令和元年10月7日（技術提案書作成要領の2（2）より）、工事日数は513日間（入札説明書より）であるため、工期の終期は令和3年3月3日となります。一方で、7号橋の全橋脚が完成するのは令和2年11月（特記仕様書の別紙（P.8）より）ですので、全ての橋脚が完成した後、工期の終期まで3～4ヶ月しかありません。この期間で桁架設から床版施工・壁高欄施工までをおこなうのは実質的に不可能と思われまますので、工期は受注後の協議により延伸していただけるものと考えてよろしいですか。</p> <p>また、上記に合わせて、技術審査書様式2（その1）の工程表への記載方法をご教示をお願いします。</p> <p>② Eランプは、完成予定が令和2年11月（特記仕様書の別紙（P.8）より）ですので、7号橋の桁架設時には完成しているものと考えてよろしいですか。</p>	
18	
回 答 事 項	
<p>① 工期延伸については協議の対象とします。</p> <p>最終の下部工（P4,P5,P6）完成時期を令和2年11月と見込んでおりますが、その他の下部工（A1,P1,P2,P3,P7,P8,A2）の完成時期は令和2年2月～令和2年6月と見込んでおり、順次桁架設することを想定しております。技術審査書様式2（その1）の工程表はこれを踏まえて記載ください。</p> <p>② お見込のとおりです。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>特記仕様書の第 8 章に週休 2 日確保工事の記載がありますが、発注方式の欄にチェックがありません。</p> <p>受注者希望型ですか。もしくは、発注者指定型ですか。</p>	
19	
回 答 事 項	
<p>本工事における週休 2 日確保工事の発注方式については、受注者希望型になります。特記仕様書 p.6 第 8 章 3 の記載漏れがあったことから閲覧図書を修正しましたのでご確認ください。</p>	

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>特記仕様書の第 9 章 2 の 4）についてご教示をお願いします。</p> <p>① 別添参考図として「借地範囲図」の記載がありますが、公告図書内に見当たりません。「借地範囲図」のご提示をお願いします。</p> <p>② 借地契約期間および予定期間が記載されていますが、いずれも工期（令和 3 年 3 月 3 日）の約 1 年前（令和 2 年 3 月 3 1 日）までになっています。 本工事完了まで、借地契約は延長・更新されるものと考えてよろしいですか。</p>	
20	
回 答 事 項	
<p>① ファイル名 [数量総括表 2] の最終頁にございます「7 号橋工事用道路・施工ヤード平面図」が当該の別添参考図になります。 特記仕様書 p.2 6 及び p.7 第 9 章 2 の 4) の記載が誤りであったことから閲覧図書を修正しましたのでご確認ください。</p> <p>② 本工事に必要な期間まで借地契約は延長・更新することとしております。借地の終期は協議により決定することとなります。</p>	



様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称）7号橋
質 問 事 項	
<p>金抜き設計書についてご教示をお願いします。</p> <p>① 工場塗装および現場塗装に、添接部連結抑制剤（F-11 塗装系）が計上されています。添接部連結抑制剤（F-11 塗装系）は、連結部だけに適用し、一般部には適用しないものであると考えてよろしいですか。仕様の詳細をご教示をお願いします。また、公告図面 4 9 1 番の塗装範囲図に、この塗装の対象範囲が図示されていません。この塗装の対象範囲をご教示をお願いします。</p> <p>② 公告図面には上部工検査路および下部工検査路が示されていますが、金抜き設計書には検査路工が計上されておりません。上部工検査路および下部工検査路の製作・設置とも、本工事の施工範囲外と考えてよろしいですか。</p>	
21	
回 答 事 項	
<p>① お見込みのとおり、一般部には適用しません。塗装仕様の詳細及び対象範囲につきましては閲覧図書を追加しましたのでご確認ください。</p> <p>② 上部工検査路および下部工検査路については、金抜き設計書の鋼材重量等で計上されており、数量は数量総括表 3 ファイルの 34、42、59、62 枚目に掲載されているとおりです。製作・設置とも本工事の施工範囲内であります。</p>	

様式 6

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工事番号	第 19-41320-0047 号
工事名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路線名	吉間田滝根線
工事箇所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
積算基準について、「土木工事標準積算基準（H30.10.1）」と、「土木工事標準積算基準（H30.10.1[R1.5.1 一部改正]）」のどちらを適用されていますか。ご教示願います。	
22	
回 答 事 項	
土木工事標準積算基準（H30.10.1）を適用しております。	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>縞鋼板 SS400 t=3.2 の規格エキストラについて、以下のいずれを採用していますでしょうか。ご教示願います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鋼板 SS400 エキストラ</li> <li>2. 形鋼 SS400 エキストラ</li> <li>3. 未計上</li> </ol>	
23	
回 答 事 項	
<p>縞鋼板 SS400 t=3.2 の規格エキストラは、鋼板 SS400 エキストラを採用しております。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>本工事費内訳表 項 0-0007 に記載の「縞鋼板 SS400 t=3.2」について、採用単価表（物価資料比較表）に記載が御座いません。また、採用単価表（物価資料比較表）NO.3 に記載の「一般構造用炭素鋼鋼管 21.7*1.9」について、採用種別が「県単価」となっておりますが、「平成 31 年度 土木事業単価表」の該当単価が「非公表」となっております。</p> <p>上記 2 鋼材については、物価資料に記載の単価を採用しておりますでしょうか。採用していない際は、単価を公表願います。</p>	
24	
回 答 事 項	
<p>本工事費内訳表 項 0-0007 に記載の「縞鋼板 SS400 t=3.2」につきましては、数量総括表 3 ファイル 30 枚目鋼材単価算出表 No.4 の登録番号 F0310 を採用しています。この中の「ベース価格」は福島県土木事業単価表の 253 頁の T0410(非公表)を採用しております。また、「一般構造用炭素鋼鋼管 21.7×1.9」につきましても上記同頁の T0430(非公表)を採用しております。</p> <p>上記 2 つの非公表単価につきましては、著作物に掲載されている単価を参考に行っているため、公表することができません。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>本工事費内訳表 項 0-0006 及び項 0-0007 に記載の「一般構造用丸鋼 高炉 先物 SS400 小形 16～25mm」において、φ22 と φ19 の記載が御座いますが、「土木事業単価表」には、φ の記載が御座いません。備考欄に記載の「TM001」に基づき、公表単価である「一般構造用丸鋼 高炉 先物 SS400 小形 16～25mm」の単価を採用すると考えてよろしいでしょうか。</p>	
25	
回 答 事 項	
<p>お見込のとおりです。</p>	

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
<p>本工事費内訳書 項 0-0009 に記載の「打込み式アンカーボルト M16×125」について、採用単価表に「物価資料 建 P.61,積 P.71」と記載ございますが、建設物価の 61 ページには 2 種類の単価が掲載されています。つきましては、以下のいずれを選択していませんでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. ホーク・アンカーボルト</li><li>2. ビルボルト</li></ol> <p>また、「積 P.71」の記載について、積算資料には同規格の記載が無いため、誤表記と判断してよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	
26	
回 答 事 項	
<ol style="list-style-type: none"><li>1. ホーク・アンカーボルトを選択しています。</li></ol> <p>採用単価表の「積 P.71」は誤表記です。閲覧図書を修正しましたのでご確認ください。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
<p>鋼材単価補正算出表に記載の「設計単価＝<math>A \times C / B</math>」の算出式について、設計単価の有効桁及び端数処理（切り捨て、切り上げ、四捨五入等）については、どのようにお考えでしょうか。ご教示願います。</p>	
27	
回 答 事 項	
<p>設計単価の有効桁は整数止めとしております。 設計単価の端数処理は 100 円未満切り捨てとしています。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>福島県の「土木工事標準積算基準」には、物価資料掲載単価を 2 誌平均した際の有効桁、及び端数処理（切り捨て、切り上げ、四捨五入等）についての記載が御座いません。採用単価表（物価資料比較表）における、採用値「Av.」の有効桁、及び端数処理（切り捨て、切り上げ、四捨五入等）については、どのようにお考えでしょうか。ご教示願います。</p>	
28	
回 答 事 項	
<p>採用単価表における採用値の有効桁については物価資料掲載の桁に合わせ、高力トルシアボルトについては少数第 1 位止め、その他については整数止めとしております。</p> <p>端数処理については</p> <p>1,000 円未満は 1 円未満切り捨て、</p> <p>1,000 円以上 10,000 円未満は 10 円未満切り捨て、</p> <p>10,000 円以上 1,000,000 円未満は 100 円未満切り捨て、</p> <p>1,000,000 円以上 10,000,000 円未満は 1,000 円未満切り捨て、</p> <p>10,000,000 円以上は 10,000 円未満切り捨てとしております。</p>	



様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>積算根拠 1-① 製作工数 7/7 における「斜橋による工数の補正」について、①径間（A1～P1）及び④径間（P3～P4）にも斜主桁が見受けられますが、補正率に考慮されておられません。</p> <p>上記 2 径間の補正については、受注後変更協議の対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。</p>	
29	
回 答 事 項	
<p>お見込のとおりですので、変更協議の対象とします。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>本工事費内訳表 頁 0-0013 に記載の「工場管理費」について、工場製作のスクラップは「控除した分を加算している」または、「控除した分を加算していない」のいずれを採用されていますか。ご教示願います。</p>	
30	
回 答 事 項	
<p>本工事費内訳表 頁 0-0013 「工場管理費」の算出にあたっては、福島県土木工事標準積算基準に基づき、鋼材単価算出時に控除したスクラップ分を対象額に加算しておりません。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>本工事費内訳表の「*調整データ*」について、備考欄の「#0040」は、登録単価一覧表の「管理費区分」に記載のあります「工場管理費[対象外]額」の通りとして判断してよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	
31	
回 答 事 項	
<p>お見込のとおりです。          なお、本工事内訳表 頁 0-0015 に記載の「#0040」については、処分料（中間処理）の調整データです。</p>	

様式 6

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工事番号	第 19-41320-0047 号
工事名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路線名	吉間田滝根線
工事箇所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
本工事費内訳表（頁 0-019）に「型枠（鋼橋床版） 補正なし 工場」と記載されています。床版用吊金具の材料費について、工場製作原価内に計上されていますか。計上されていない場合は、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	
32	
回 答 事 項	
床版用吊金具の材料費については工場製作原価内に計上されています。	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
<p>施工内訳表（施工 第 0-016 号表）処分料（中間処理）に処分料（中間処理）がれき類・コンクリート塊（無筋）と記載されています。単価の公表をお願いします。公表が出来ない場合は、処分する塊の大きさは、50 cm以下と 50 cm以上のどちらを考えていますか。ご教示願います。</p>	
33	
回 答 事 項	
<p>処分料の単価を公表することはできません。          なお、処分する塊の大きさは 50 cm未満を想定しております。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
<p>施工内訳表（施工 第 0-029 号表）橋梁塗装工（新橋塗装）、施工内訳表（施工 第 0-029 号表）橋梁塗装工（新橋塗装）について、新橋継手部補正（1.44）が考慮されていないと思われます。考慮されていない場合は、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	
34	
回 答 事 項	
<p>土木工事標準積算基準に記載のとおり、新橋現場塗装における継手部への中・上塗りは、新橋継手部現場塗装の補正を適用しません。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称）7号橋
質 問 事 項	
<p>施工内訳表（施工 第 0-041 号表）伸縮継手設置工の諸雑費に労務費の 25%と記載されています。数量の欄は 3（単位は%）と記載されています。諸雑費率は 3%が正と考えてよろしいでしょうか。3%を採用されていた場合の諸雑費率の対象は、「労務費のみ」と「労務費＋クレーン賃料」のどちらを採用されていますか。ご教示願います。</p>	
35	
回 答 事 項	
<p>25%の記載が誤りで諸雑費率は 3%が正となります。          諸雑費率の対象は労務費のみを採用しております。          閲覧図書を修正しましたのでご確認ください。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
<p>施工パッケージ内訳表（施工 第 0-057 号表）安定シート・ネットにブルーシート#2000 3.6×5.4(m) 2.0(kg)の項目に FT0867 とコードが記載されています。土木事業単価表のコードは T0867 と記載されています。土木事業単価表の単価を採用しないで独自単価を採用しているのでしょうか。独自単価を採用されている場合は採用単価の公表をお願いします。</p>	
36	
回 答 事 項	
<p>土木事業単価表の T0867 の単価を採用しておりますが、1枚あたりの単価をm<sup>2</sup>あたりの単価に換算しているためFコードのFT0867となっております。</p>	



様式 6

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工事番号	第 19-41320-0047 号
工事名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路線名	吉間田滝根線
工事箇所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
本案件における下記の機械損料について、豪雪地域補正は考慮されていますでしょうか。	
1、コンクリートポンプ車[トラック架装]ブーム式（コード：MC316）	
2、ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]（コード：MA404）	
37	
回 答 事 項	
本工事施工箇所は、豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 1 項の規定により指定された地域に該当しませんので、いずれの機械損料についても豪雪地域補正はしておりません。	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>1. 本件の総合評価において、品質確保等の確実性加算点は付与されるのでしょうか。</p> <p>2. 特記仕様書において各下部工の完了時期が記載されておりますが、上部工への引き渡し予定時期も同様と考えてよろしいのでしょうか。</p> <p>3. 想定されている現場着手可能時期をご教示願います。</p> <p>4. 今回使用する伸縮装置 YS-Ⅱ型は昨年度時点で生産中止品となっております。同等以上の他製品を使用する場合、設計変更の対象となるのでしょうか。</p> <p>5. P4・P5 間には現在高圧線がありますが、移設予定はあるのでしょうか。その場合、工事時期と完了後の状況についてご教示願います。</p>	
38	
回 答 事 項	
<p>1. 本件において品質確保等の確実性加算点は付与されません。</p> <p>2. お見込のとおりです。</p> <p>3. 技術提案書作成要領に記載のとおり、工期の始期は令和元年 10 月 7 日を想定してください。</p> <p>4. 同等品以上を使用する必要がある場合は協議の対象とします。</p> <p>5. 本構造物および周辺の構造物に直接支障となる鉄塔につきましては令和元年 1 1 月頃までに移設予定でおります。移設完了後は高圧線の架線と本橋の離隔距離が約 1 5 m となります。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>施工実績の証明について、</p> <p>入札説明書 3 入札に参加する者に必要な資格の確認（5）共同企業体構成員表（様式 4）に、「施工実績については、当該工事に係る発注機関が発行した工事実績証明書、契約書（写）及び仕様書（写）等実績を証明できる書類を添付すること。」とあります。</p> <p>ここに記載のある工事実績証明書は、CORINS で代用できますでしょうか。（工事実績を証明するのに、当該工事に係る発注機関が発行した証明書が、必ず必要でしょうか。）</p>	
39	
回 答 事 項	
<p>工事実績証明書について、CORINS で代用はできません。（当該工事に係る発注機関が発行した証明書が必要となります。）</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
出水期の施工制限がありましたら、その期間についてご教示願います。	
40	
回 答 事 項	
出水期の施工制限はございません。	

様式 6

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
交通誘導員の配置人数に変更があった場合は、協議対象となりますでしょうか。	
41	
回 答 事 項	
交通誘導員の配置人数については協議の対象とします。	

様式 6

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工事番号	第 19-41320-0047 号
工事名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路線名	吉間田滝根線
工事箇所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
上部工数量計算書 3－9 施工ヤード・工事用道路に記載があります、クレーン配置部に設置される敷鉄板は協議対象になると考えてよろしいでしょうか。また、現場条件によりクレーン配置部以外の場所にも敷鉄板が必要となった場合は協議対象となりますでしょうか。ご教示願います。	
42	
回 答 事 項	
施工計画上、必要と考えられる敷鉄板については協議の対象となります。	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>積算根拠《架設編》架設根拠（3）に沓据付（A1～P7・P8・A2）では 45t 吊ラフテレーンクレーンを使用すると記載がありますが、45t 吊ラフテレーンクレーンの供用日数はベント組立解体日数のみで算出されております。積算上では、沓据付は全て 25t 吊ラフテレーンクレーンで行うと考えてよろしいでしょうか。</p>	
43	
回 答 事 項	
<p>お見込のとおりです。</p>	

様式 6

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工事番号	第 19-41320-0047 号
工事名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路線名	吉間田滝根線
工事箇所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
<p>金抜設計書 2 本工事費内訳表 頁 0-0011 工場塗装工 工場塗装（F-11 塗装系 添接部）に、「添接合部凍結抑制剤」との記載があります。</p> <p>また、数量総括表 2 166 頁には「耐凍結抑制剤塗装」との記載があります。</p> <p>「耐凍結抑制剤塗装」とは、どのような仕様のものでしょうか。ご教示願います。</p>	
44	
回 答 事 項	
<p>F-11 塗装系です。閲覧図書を追加しましたのでご確認ください。</p>	



様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
<p>現場関係について                  東北電力の高圧送電線が P4-P5 付近を横断していますが、橋梁位置における送電線の高さ、作業時の離隔距離についてご提示願います。</p>	
45	
回 答 事 項	
<p>送電線の高さについては橋梁位置付近の県道小野郡山線上から約 40 m で、作業時の離隔距離は約 15 m を予定しています。</p>	

様式 6

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
現場関係について 架設時には P8-A2 間への進入路が確保されていると考えて宜しいでしょうか。	
46	
回 答 事 項	
お見込のとおりです。	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>現場関係について  A2 背面のヤードは使用可能でしょうか。  また可能な場合、あぶくま高原道路側からの進入路は確保されるのでしょうか。</p>	
47	
回 答 事 項	
<p>A2 橋台背面の施工ヤードは使用可能です。  また、A2 橋台背面のヤードへは国道 3 4 9 号からの進入路を計画しており、あぶくま高原道路から直接乗り込む進入路については、計画しておりません。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>現場関係について                  県道付近や A1-P3 付近にかけて架線がありますが、架設時には撤去、移設されている                  と考えて宜しいでしょうか。                  また A1-P3 間の施工ヤード内にある民家や小屋も架設時にはないと考えて宜しいで                  しょうか。</p>	
48	
回 答 事 項	
<p>お見込みのとおり、移設予定です。                  支障となる家屋等については、架設時に撤去済みの予定です。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
<p>現場関係について            架設計画図において官民境界より民地側にクレーンが設置されている箇所がありますが借地されるのでしょうか。            また架設時の施工ヤードをご提示願います。</p>	
49	
回 答 事 項	
<p>借地となります。            施工ヤードはファイル名「数量総括表2」の最終頁にあります「7号橋工事用道路・施工ヤード平面図」をご確認ください。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
<p>入札説明書（P7）について  入札方法（2）において、「入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。」と記載がありますが、消費税率は 10%ではなく、8%と考えて宜しいでしょうか。</p>	
50	
回 答 事 項	
<p>お見込のとおりです。</p>	

様式 6

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
金抜設計書（P32-34）について 耐候性鋼材安定処理について、耐候性鋼材安定処理材料費および希釈材の単価は、物価資料比較表に記載の通り建設物価掲載の公表価格が採用されていると考えて宜しいでしょうか。	
回 答 事 項	
51 お見込のとおりです。	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>金抜設計書（P 6 5）について          伸縮継手設置工の諸雑費について、「名称・規格など」欄には「労務費の 25%」と記載があるのに対し、「数量」欄は「3.0（%）」となっています。          橋梁架設工事の積算（平成 30 年度版）3-273 頁によりますと、3%が正と思われます。          「数量」欄の「3.0（%）」を正と考えてよろしいでしょうか。</p>	
52	
回 答 事 項	
<p>お見込のとおり諸経費率は 3%が正となります。          閲覧図書を修正しましたのでご確認ください。</p>	



様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>① 様式 2（その 1） 1. 工程計画につきまして、工期開始予定日をご教示願います。</p> <p>② P 5 橋脚上空付近を横断する高圧送電線につきまして、移設の予定はありますでしょうか。また、上部工架設作業時における高圧送電線（最下段部）と架設する主桁天端との離隔距離（高低差）につきましても、ご教示願います。</p> <p>③ 県道 6 5 号（小野郡山線）沿いに設置されている電力線、NTT 及び光ケーブル等の架空線につきまして、新橋直下位置における架空線の移設の予定はありますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>④ 特記仕様書におきまして、「現場作業は、時間帯は 8 時～ 17 時」となっておりますが、県道 6 5 号（小野郡山線）上の架設作業（P3～P4 間架設：架設順序 12 及び 14）においても日中作業と考えてよろしいでしょうか。また、県道の交通規制は全面通行止め規制と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> <p>⑤ 特記仕様書におきまして、「現場作業は、時間帯は 8 時～ 17 時」となっておりますが、協議に基づく夜間作業（桁の架設、床版打設時の養生等）の実施は可能でしょうか。または、近隣住民様方からの要望等による施工条件（夜間作業の禁止等）はありますでしょうか。ご教示願います。</p>	

- ⑥ 架設順序 14～18 につきまして、架設用 160t 吊トラッククレーン据え付け時、架設作業時において、八反田地区住民様方が県道 65 号（小野郡山線）との出入りに用いるう回路等、通行路は確保されておりますでしょうか。ご教示願います。
- ⑦ 架設順序 5 及び 21 につきまして、片持ち張出し架設を行うにあたり、主桁張出し長が長くなりますが、架設時の主桁応力照査は行われておりますでしょうか。ご教示願います。
- ⑧ 他工区上部工工事（E ランプ橋）につきまして、完了予定が令和 2 年 11 月となっておりますが、現場作業の開始予定時期につきまして、ご教示願います。
- ⑨ 本橋塗装仕様につきまして、金属溶射+ふっ素樹脂塗装（一般部、添接部）は無塗装耐候性鋼材（本橋は錆安定化处理）の場合の東北地整「設計施工マニュアル」仕様となっており、福島県「土木設計マニュアル」と相違が有りますが、変更は有りませんかでしょうか。ご教示願います。
- ⑩ A1 橋台左側の無壁舎、小屋への出入りに A1～P1 間の道路が用いられていると思われませんが、上部工架設期間中における第三者の通行は有りますでしょうか。また、通行が有る場合のう回路は有りますでしょうか。ご教示願います。
- ⑪ 県道 65 号（小野郡山線）より西側（終点側）施工ヤードにつきまして、現在クボタ農業機械様店舗敷地と施工ヤードの間に農耕用道路が有りますが、架設期間中における第三者の農耕用道路の通行は有りますでしょうか。または施工ヤードの造成に伴い、常時通行止めと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。
- ⑫ 添付資料の設計図（図番 491）の塗装範囲図につきまして、凍結抑制剤影響範囲（P6～P7 径間）でコンクリート保護塗装（CC-B）のみが示されておりますが、本工事内訳表頁 0-0011 工場塗装（F-11 塗装系 添接部）添接部凍結抑制剤（98.4m<sup>2</sup>）の塗装範囲につきまして、ご教示願います。
- ⑬ 入札説明書 P3.3.(5)配置予定技術者について、3 名を限度とした申請とありますが代表構成員とその他構成員別々で 3 名まで申請が可能というお考えでよろしいでしょうか。ご教示願います。

## 回 答 事 項

- ① 技術提案書作成要領に記載のとおり、工期の始期は令和元年10月7日を想定してください。
- ② 高圧送電線は移設を予定しております。離隔距離については約15mです。
- ③ 電力線、NTT及び光ケーブル等の架空線につきましては、移設予定です。
- ④ お見込のとおりです。
- ⑤ 夜間作業の実施については協議の対象とします。現時点においては近隣住民からの要望等による施工条件はございません。
- ⑥ 通行路は確保されております。
- ⑦ 主桁応力照査は実施しています。
- ⑧ 各下部工の完成にあわせ順次桁架設することを想定しておりますので、現場着手可能時期はP8橋脚及びA2橋台完成後の令和2年2月を想定しております。
- ⑨ 東北地整「設計施工マニュアル」のとおりとします。
- ⑩ 第三者の通行はございます。迂回路はありませんので工事用道路の一部を共用すると想定しております。
- ⑪ 施工期間中は常時通行止めとして迂回路を準備します。
- ⑫ 閲覧図書を追加しましたのでご確認ください。
- ⑬ 構成員毎に3名まで申請可能です。

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>原板ブラスト処理後、ウェザーコート化成処理を行う前に工場製作中に発生する錆び、黒皮を除去するための製品ブラスト処理（SIS-Sa2.5）が必要となりますが、計上されていません。設計変更の対象となりますでしょうか？</p>	
54	
回 答 事 項	
<p>お見込のとおりですので設計変更の対象となります。</p>	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>配置予定技術者について          申請時には工場製作技師と現地架設技師のいずれも様式に記載が必要という理解でよろしいでしょうか。          入札説明書 3.（5）に「配置予定の技術者は複数名を申請し、落札者決定時に 1 人を選定することは可能である。ただし 3 人を限度とする。」との記載がありますが、工場製作技師と現地架設技師を配置する必要がある場合、それぞれ 3 名まで複数申請可能という理解でよろしいでしょうか。          また、JV 構成員ごとに技術者の申請が必要になっていますが、JV 構成員ごとに工場製作 3 名・現地架設 3 名ずつの複数申請が可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	
55	
回 答 事 項	
お見込のとおりです。	

様式 6

## 入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
質 問 事 項	
配置予定技術者について 工場製作と現地架設で配置技術者を変更する場合は、工場製作の技術者は工場製作の経験を、現地架設の技術者は現地架設の経験を有すればよろしいでしょうか。	
56	
回 答 事 項	
お見込のとおりです。	

様式 6

入札説明書等に関する回答書

令和元年 6 月 3 日

福島県県中地方振興局長

工 事 番 号	第 19-41320-0047 号
工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
路 線 名	吉間田滝根線
工 事 箇 所	福島県田村郡小野町大字小野新町地内 （仮称） 7 号橋
質 問 事 項	
<p>・設計図について質問します。</p> <p>本橋は幅員が変化するため、主桁が分岐する構造となっておりますが、主桁分岐部の詳細図が設計図に見当たりません。</p> <p>例えば、横桁 C 1 近傍にて G 5 桁から G 2 桁が分岐派生する構造となっているが、当該分岐部の詳細図が主桁および横桁図いずれにもありません。（その他の主桁分岐部についても同様）分岐部の構造詳細が分かる情報や設計図を提示下さい。</p>	
57	
回 答 事 項	
<p>主桁構造図は図面 No.23～No.256 となりますが、分岐部の構造詳細については協議の対象とします。</p>	